

第1章

計画の策定にあたって

第1節 序

第2節 目指すべき沖縄の高齢社会

第 1 節 序

1 計画策定の趣旨

- ・ 我が国では、高齢者人口の増加と少子化により急速に高齢化が進展しています。
- ・ 本県でも、全国より緩やかながら確実に高齢化が進んでおり、戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期を迎える平成27年には、県民のおよそ5人に1人が高齢者という社会が到来すると見込まれています。
- ・ 県では、平成12年3月に「沖縄県介護保険事業支援計画」を含む「沖縄県高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者保健福祉関係の諸施策を推進してきたところですが、計画は、介護保険法等の規定により3年ごとに見直すこととなっています。
- ・ 今回の見直しにあたっては、平成18年3月に策定した「沖縄県高齢者保健福祉計画（平成18～20年度）」で掲げた平成27年（2015年）のあるべき「沖縄の高齢社会像」の基本理念を継続するとともに、平成21年3月に策定した中間段階としての沖縄県高齢者保健福祉計画（平成21～23年度）の諸施策を引き続き推進していくことにしております。
- ・ 本計画では、平成27年の目標に至る最終段階として、高齢者の生きがいづくりや健康・尊厳の保持及び適切な支援サービスの供給を引き続き推進していくとともに、高齢者の生活支援等も含め、地域全体で高齢者の生活を支えていく体制づくりに向けた計画とします。

2 計画の性格と位置づけ

（1）性格

- ・ この計画は、次の法律に基づく2つの計画を「沖縄県高齢者保健福祉計画」として一体的に作成するものです。
 - 老人福祉法（第20条の9）に基づく「沖縄県老人福祉計画」
 - 介護保険法（第118条）に基づく「沖縄県介護保険事業支援計画」

（2）位置づけ

- ・ 県の総合計画として策定される「沖縄21世紀ビジョン基本計画・実施計画」（平成24～33年度）の個別計画として位置づけ、同計画で掲げる施策展開との整合性を図ります。
- ・ 市町村の策定する市町村介護保険事業計画、市町村老人福祉計画等と調和することが求められるため、県計画では、各市町村において定めた各種サービス見込み量の提供水準を確保する観点から、サービス基盤の整備方針や人材の養成確保の方策などを定めています。
- ・ 「健康おきなわ21」、「沖縄県保健医療計画」、「沖縄県医療費適正化計画」、「高齢者居住安定確保計画」など、県の他関連計画と整合性を図りつつ作成しています。

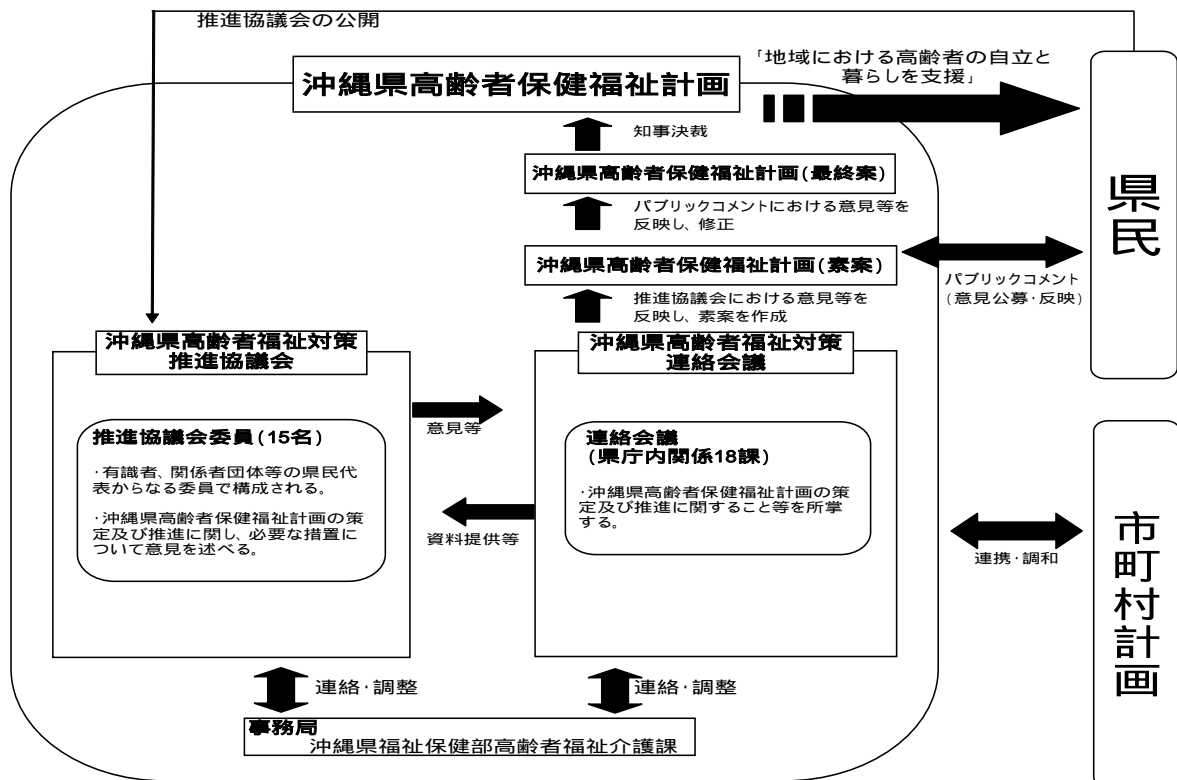
3 計画期間及び計画の策定体制と進行管理

(1) 計画期間

- ・ 計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。
- ・ ただし、この計画の一部を構成する「介護保険事業支援計画」では、団塊の世代が高齢者となる平成27年の高齢者介護の姿を念頭において、平成26年度の目標を設定することとなっており、今期計画はそこに至る最終段階であるとの位置づけとなっています。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
前々期計画の期間(3年計画)			前期計画の期間(3年計画)			今期計画の期間(3年計画)		

(2) 計画の策定体制



- ・ 計画の見直しにあたり、理念や施策の方向性等を幅広く議論していただくために、被保険者や保険者、保健・福祉・医療関係者、学識経験者等の県民代表15名を委員とする「沖縄県高齢者福祉対策推進協議会」を開催しました。
- ・ この計画は、推進協議会委員による議論やパブリックコメントによる県民からのご意見を踏まえて沖縄県が作成しました。
- ・ なお、県庁内に関係各課からなる「沖縄県高齢者福祉対策連絡会議」を設置し、施策の調整等を行いました。

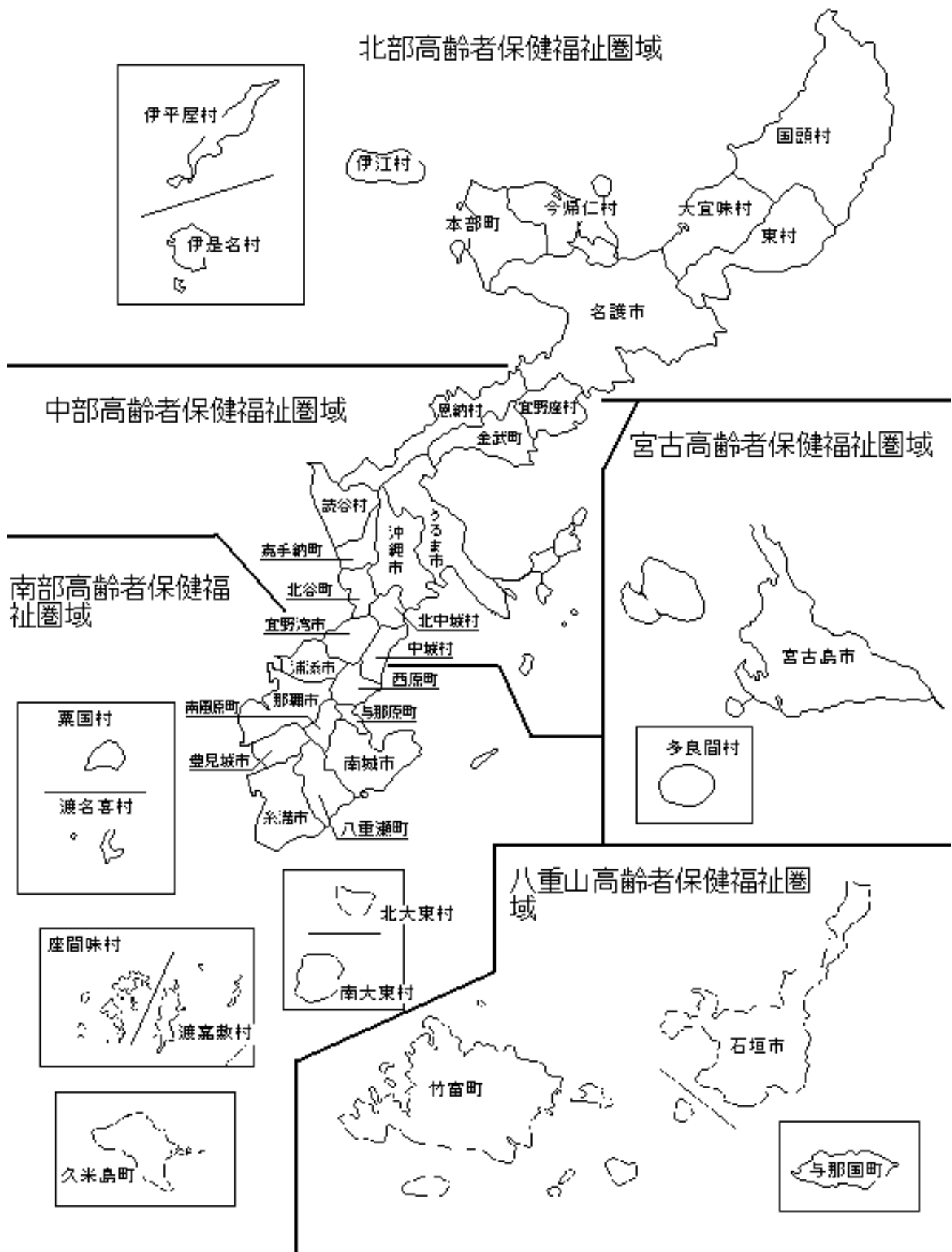
(3) 計画の進行管理

- ・ 計画の進捗状況については、「沖縄県高齢者福祉対策推進協議会」において、毎年度点検及び評価を行います。

4 高齢者保健福祉圏域の設定

- ・ 県計画では、各市町村の区域を越えた広域的な見地から調整を図り、施設等の整備目標を定めることとされています。
- ・ 高齢者保健福祉圏域の設定にあたっては、保健・医療・福祉の連携を強化する観点から、沖縄県保健医療計画の二次保健医療圏に合わせて、次の5圏域を設定しています。

圏域名	対象市町村	市町村数
北部高齢者保健福祉圏域	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	9
中部高齢者保健福祉圏域	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	11
南部高齢者保健福祉圏域	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町	16
宮古高齢者保健福祉圏域	宮古島市、多良間村	2
八重山高齢者保健福祉圏域	石垣市、竹富町、与那国町	3



第2節 目指すべき沖縄の高齢社会

1 沖縄の目指すべき高齢社会の基本理念

・ 平成27年（2015年）に向けて、次に掲げるような社会を築いていくことを基本理念とします。

『県民が生涯にわたり心身共に健やかで、尊厳を保ちながら充実した生活を営むことができる社会』

『県民が生涯にわたり社会を構成する一員として尊重され、自立と支え合いの精神に立った地域が形成される社会』

『県民が生涯にわたり就業その他の多様な社会活動に参加する機会が確保される、公正で活力ある社会』

・ このような社会を築いていくためには、沖縄のもつ良さを活かしながら、社会のしくみや制度とともに、私たち自身の意識を変えていくことも必要です。